

# 国分寺市勤労者福祉サービスセンター規約

## (目的)

**第1条** この規約は、小規模事業所の事業主及び従業員の福利厚生を増進を図り、あわせて小規模事業所の振興発展に寄与することを目的とする。

## (定義)

**第2条** 前条の小規模事業所とは、常時雇用する従業員の数が300人を超えない個人及び会社をいう。

## (名称)

**第3条** この会は、国分寺市勤労者福祉サービスセンター（以下「サービスセンター」という。）と称する。事務所を国分寺市内におく。

## (事業)

**第4条** サービスセンターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の生活安定に関する給付事業
- (2) 会員の余暇活動に関する事業
- (3) 会員相互の親睦と交流に関する事業
- (4) 国分寺市勤労者生活資金貸付条例（昭和51年条例第51号）に基づく生活資金のあっせん事業
- (5) その他目的達成のための必要な事業

## (会員の資格)

**第5条** 会員となることができる者は、国分寺市内に事業所を有する小規模事業所の事業主及び従業員（事業主と生計を同じくする家族である従業員を含む。以下同じ。）並びに国分寺市内居住者で市外の小規模事業所に勤務する従業員（長期パートタイマーを含む。）とする。ただし、次の各号に該当するものは除く。

- (1) 期間を定めて雇用されているもの
- (2) 試用期間中のもの
- (3) 臨時、短期パートタイマー、その他これに準ずるもの、ただし事業主が特に認めるものを除く。
- (4) その他会長が適当でないと認めたもの

## (入会手続)

**第6条** サービスセンターに加入しようとするものは、1人につき300円の入会金をそえ、会長に所定の国分寺市勤労者福祉サービスセンター入会申込書（様式第1号）を提出し、承認を得なければならない。

## (資格の喪失)

**第7条** 会員が、次の各号の一に該当したときは、会員資格を喪失する。

- (1) 第5条の規定に該当しなくなったとき
- (2) 定められた納期限を過ぎて会費を3ヶ月以上及び活動費を滞納したとき

## (脱 会)

**第8条** サービスセンターを脱会しようとするものは、所定の国分寺市勤労者福祉サービスセンター脱会届（様式第2号）を提出しなければならない。

## (除 名)

**第9条** 会員が、次の各号の一に該当したときは、役員会の決定により除名することができる。

- (1) サービスセンターの事業を妨げる行為をしたとき
- (2) サービスセンターの規約に違反し、又は、信用を失わせるような行為をしたとき

## (顧問、参与及び名誉会長)

**第10条** サービスセンターに顧問及び参与をおき、顧問は国分寺市長に、参与は国分寺市副市長にそれぞれ委嘱する。

- 2 顧問は、サービスセンターを援助し、諮問に応じる。
- 3 参与は、顧問同様サービスセンターを援助するほか、役員会及び評議員会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 サービスセンターに、次に定める者のうちから評議員会が承認したときは、名誉会長をおくことができる。
  - (1) 10年以上引き続いて会長職を務めた者
  - (2) サービスセンター業務及び他機関との相互調整において経験豊富である者

## (機 関)

**第11条** サービスセンターに次の機関をおく。

- (1) 評議員会
- (2) 役員会

## (評議員会)

**第12条** 評議員会は、総会にかわるものとし、評議員は、100人以内とする。ただし、選出区分は別に定める。

- 2 評議員会は、評議員と役員をもって構成し、毎年2回会長が招集する。
- 3 評議員会は、評議員の過半数の出席（委任状は出席とみなす。）により成立し、出席者の過半数により決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 評議員会の議長は、その都度評議員の互選によって選出する。

## (評議員会の議決事項)

**第13条** 評議員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 規約の制定、改廃に関すること。
- (2) 年度の事業計画の決定、事業報告に関すること。
- (3) 予算の決議・認定に関すること。
- (4) その他事業遂行に必要な事項

## (役員会)

**第14条** 役員会は、第15条に定める役員をもって構成し、会長が必要に応じて招集する。議長には会長があたる。

- 2 役員会は、評議員会の議決に基づき、事業の企画運営にあたる。
- 3 役員会は、構成員の過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数により決する。

ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

- 4 役員会は、第2項の目的を達するための検討協議機関として、部会を設置する。部会の役割、分担等については別に定めるものとする。

#### (役員)

**第15条** サービスセンターに次の役員をおく。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理事 若干人
- (4) 監事 2人(学識経験者を含む。)

#### (役員を選出)

**第16条** 前条の役員を選出については次の基準により、評議員及びその他から選出し、サービスセンターの理事とする。

- (1) 勤労者代表 10人以内
  - (2) 事業主代表 10人以内
  - (3) 国分寺市の職員 1人以内
  - (4) その他の役員 若干人
- 2 理事は評議員会において選任し、会長、副会長及び監事1名は理事のうちから互選する。
  - 3 監事のうち、学識経験を有する者は、会長が役員会に諮って任命する。

#### (役員の仕事)

**第17条** 会長はサービスセンターを代表し、業務を掌理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、役員会の所掌事項を処理する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

#### (評議員及び役員の仕事)

**第18条** 評議員及び役員の仕事は2年とし、再選を妨げない。ただし、補欠の評議員及び役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、辞任又はその任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (給付金)

**第19条** サービスセンターが行う給付事業については、別に定める国分寺市勤労者福祉サービスセンター給付金給付規程による。

#### (事業年度)

**第20条** サービスセンターの事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

#### (運営経費)

**第21条** サービスセンターの運営経費は、入会金、会費、活動費、補助金、その他の収入をもってあてる。

- 2 前項の会費は、会員1人につき月額400円とし、原則として所定の方法より一括納入するものとする。
- 3 第1項の活動費は、会員一人につき、年額500円を所定の方法により納入するものと

する。

- 4 既納の入会金、会費、活動費は返還しない。ただし、脱会した場合は、会費に限り脱会届が受理されたときに月割清算するものとする。

**(事務局)**

**第22条** サービスセンターの事務を処理するため事務局をおく。

- 2 事務局には、必要な職員を置く。

**(職員の任免)**

**第23条** 職員の任免は、会長が行う。

**(委 任)**

**第24条** この規約の施行に関し必要な事項は、役員会に諮って会長が別に定める。

**附 則**

- 1 この規約は、昭和52年2月1日から施行する。  
ただし、共済会費に係る規定は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 初年度事業年度は、施行の日から昭和52年3月31日までとする。

**附 則**

この規約は、昭和57年5月8日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

**附 則**

この規約は、平成4年4月1日から施行する。

**附 則**

この規約は、平成5年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この規約は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 昭和52年附則、ただし書中の「共済会費」とあるのは「会費」と読み替えるものとする。

**附 則**

この規約は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則**

この規約は、平成8年4月1日から施行する。

**附 則**

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

この規約は、平成19年5月25日から施行する。

**附 則**

この規約は、平成20年5月22日から施行する。

**附 則**

この規約は、平成22年5月20日から施行する。

**附 則**

この規約は、平成23年9月1日から施行する。

**附 則**

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この規約は、令和3年4月1日から施行する。